

6月定例会の議案質疑等の内容

6月定例会(5月31日から6月21日まで開催)では、市長提出議案31件のほか、議員提出議案2件を審議しました。質疑・討論の主な内容は下記のとおりです。

市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

趣旨 子育てによる離職の抑制、福利厚生の実現を図ることを目的に、子どもの小学校卒業まで「子育て時間」を導入する改正を行うもの。

問 近隣自治体における制度の動向は。

答 県内で初めての制度となる。

下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

問 今まで特別会計であった農業集落排水事業と戸別合併処理浄化槽事業を、すでに公営企業会計に移行している下水道事業と合わせて一つの公営企業会計とする条例だが、どのような効果が予測されるか。

答 今まで個別に三つの事業を行ってきたが、一つになることで、事務の軽減が図られ、また、予算の弾力的な運用ができる。

印鑑条例の一部改正

趣旨 スマートフォン用電子証明書搭載サービス(スマートフォン)にマイナンバーカードの本人認証機能を持たせるもの(を)を活用し、スマートフォン

ンでもコンビニ等での自動交付ができるよう所要の改正を行うもの。

問 スマートフォンの買い替えや廃棄の際に、サービスの失効手続きや紛失等に伴う一時停止手続きが必要となる。市民への周知は。

答 本人がマイナンバーポータルサイトにより行うことになる。市民への広報については、今後デジタル庁作成の広報チラシを窓口などへ掲示するほか、ホームページなどで周知していく。

問 現状のコンビニにおける証明書等の発行件数は。

答 4年度は、住民票の写しが912通、印鑑登録証明書が568通、計1480通で、全体の発行件数の約7%。5年度は増加傾向にあり、現時点で全体の発行件数の12.8%となっている。

討論

反対

マイナンバーカードの制度自体の信頼性が、大きく揺らいでおり、個人情報流出の不

安が国民に広がっている。スマートフォンとのひも付けなどマイナンバーカードの利用拡大をする場合ではなく、一旦白紙に戻して再考すべきだと考える。

太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

問 条例提案がこのタイミングとなった理由は。

答 近年全国的に事業者と地域住民とのトラブルが多く、また今後太陽光発電設備の大量廃棄の懸念がある。災害が起らないよう、自然環境生活環境および景観の保全を目的として、今回条例制定に至った。

問 既存設備にも一定の効力を発揮するのか。

答 遑って適用はできない。設備拡張には既存の部分も含めて適用する。

問 工事着手の90日前に事前協議とあるが、この事前協議とは何を協議するのか。

答 事業の内容や目的、近隣の住民等の同意、施工時期といった様々な内容を聞きながら市の意見を述べ、指導を

進めるものである。

問 規制対象が発電出力の合計10キロワット以上のものと定義されており、他の自治体と比較して厳しいが理由は。

答 市域の87%が森林であり、ほとんどが国県の自然公園に指定されている。その自然の豊かさは大きな魅力となっており、次世代に残していく必要がある。また、大雨や台風の際には土砂災害や地滑りが懸念される区域が多く、施策を講じる必要がある。

討論

反対

規制の側面が強すぎ、個人の財産権の侵害も懸念され、将来における市の脱炭素化の実現を困難なものとする要因となる可能性が高いと考える。複数の区域を設定し、同意の要件に柔軟性を持たせることや、「再エネ促進区域」を設定することが期待される。条例の制定は、住民の命と暮らしを守るために大切であるが、環境の保全と開発のバランスの取れた再生可能エネルギー活用が重要であり、そのような社会の実現に貢献するものであることに疑問を持つため反対する。



の様子(本庁舎4階)

市立保育所条例等の一部改正

趣旨 内閣府のこども家庭庁新設に伴う、関係条例の所要の改正を行うもの。

討論

反対

政府が「こども家庭庁」を設置し組織改編を行ったわけだが、具体的な中身がない。「家庭」を過度に強調することは危険であり、父母による子育ての自己責任を迫ることも繋がるもので、親から虐待をされた経験がある人は「家庭に苦しめられている子どもがいることを考えて欲しい」と訴えている。子育ては家庭が担うべきだという根強い意見があるが、子育て世帯への給付を増やすことや、子育てに悩む親を社会全体で支えることが必要であり、古い家庭観からの脱却が不可欠であると考えるため、反対する。

一般会計補正予算(第2回)

問 子育て学校給食支援事業のうち、子育て支援学校給食費補助金について、市立中学校以外の学校へ通学する児童生徒の給食費補助との事だ

が対象人数は。

答 特別支援学校や私立の小中学校、市に住民票があるものの各種事情により他の自治体へ通学している児童生徒などで、小学生33人、中学生60人、計93人。

問 物価高騰対策事業のうち、上水道基本料金免除負担金の内容と期間は。

答 4年度実施した事業と同様のもので、上水道の基本料金部分を補填するもの。5年10月請求分から6年1月請求分の4か月を予定している。

市長の給料の額の特例に関する条例の廃止

問 条例の附則にある任期満了前に廃止とする理由は。

答 市長としてはコロナの収束を見極め、市民に寄り添いたいとの考えから、また法制執務の慣行からも曖昧な時期ではなく、想定される最長の期間である7年4月30日の任期満了までとした。収束の見込みがついた時に解除させて頂きたいと答弁した中で、条例は可決いただいたものと考えている。

討論

賛成

市長の給料は、マニフェス



6月定例会本会議

トとして3年6月定例会にて可決されたものだが、その際の議案質疑で、市長は「コロナ禍で離職、解雇される方がいる中、生活困窮者も増え、共に歩んで行く気持ちで上程した。」と話している。市民の情緒面に配慮して提案されたもので、2年に渡り給与の9割減額を遵守した事は頭の下がる思いである。給与を本来の額へ戻す事は、何のデメリットもないと考え、賛成する。

反対

この条例は選挙における市長の選挙公約が元となっており、この公約に賛同し投票をした市民が多くいることに鑑み、2年前の議会では賛成した。その際の委員会審議の中で、条例期日はあくまで市長任期中の4年間であると確認している。この条例は市長と市民の約束のもとに成り立っており、任期途中で廃止することは、市長を信じ投票した多くの市民の理解を得られな

賛成

市長給料を90%カットするという市長選での法外な選挙公約そのものが間違いであり、選挙では純粋に「政策」で信を問うべきだったこと、9割減とあまりにも法外な減額であること、市長給料は地域の賃金水準の1つ以上の基準となりうるものであり、大幅な減額は新型コロナウィルス感染症収束後の地域の経済復旧の足かせになると考えることから減額は一定の額や期間に限定すべきであったこと等を指摘し、この廃止に賛成する。

反対

市長給与90%削減の公約に賛同し投票した多くの市民がいる。自身が決め、条例を制定した任期を守ることが政治家の務めである。公約を簡単に破ることは政治不信を招き、政治離れを助長するものである。また、新型コロナウィルス感染症が5類へと緩和されたが、予防接種も継続され、学校等でも集団感染が発生している状況で収束したわけでは

はないと考え、反対する。

賛成

本来、恣意的に市長給料を削減すること自体が避けるべきものであることから、市長給料を本来の額に戻す提案については、認めざるを得ないのではないかと考える。市長給料の改定について特別報酬等審議会の制度を積極的に活用することを切実に願うと共に、恣意的な給料削減の公約を掲げた選挙が行われないことを強く願い、賛成する。

反対

市長給与9割削減の公約が、北堀市長誕生への大きな要因のひとつになったと思われる。そこには丁寧に説得して回られた後援会の皆さんの大きな力があり、今回のこの廃止は市民との信用問題に関わってくるため、任期4年間の9割減の継続が妥当ではないかと考え、反対する。

賛成

現状の金額は、公職者として公正と中立の立場を保つのに必要な生活的基盤を保障する上で著しく妥当性を欠くと考え、賛成する。